

令和4年8月2日

須賀川市議会 議長 五十嵐 伸 様

須賀川市議会 志政会

代表 佐藤 瞭二



視 察 研 修 報 告 書

先に実施した視察研修概要について、下記の通り報告いたします。

記

1, 期日 令和4年7月14日～15日

2, 研修地 1日目 東京都千代田区有楽町1丁目12-1
新有楽町ビル2Fリファレンス
地方議員研究会202号室
2日目 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第1議員会館B1F第7会議室

3, 研修内容 1日目 「公共施設も活用すれば稼ぐ施設に」について受講
2日目 「過疎対策事業について」受講

4, 参加者 佐藤 瞭二、大寺 正晃、高橋 邦彦、熊谷 勝幸
小野 裕史、大柿 貞夫、安藤 聰、大内 康司
計8名

5, 概要 調査内容は、別紙資料添付の通り



1日目：「公共施設も活用すれば稼ぐ施設に」について

1, 受講時間

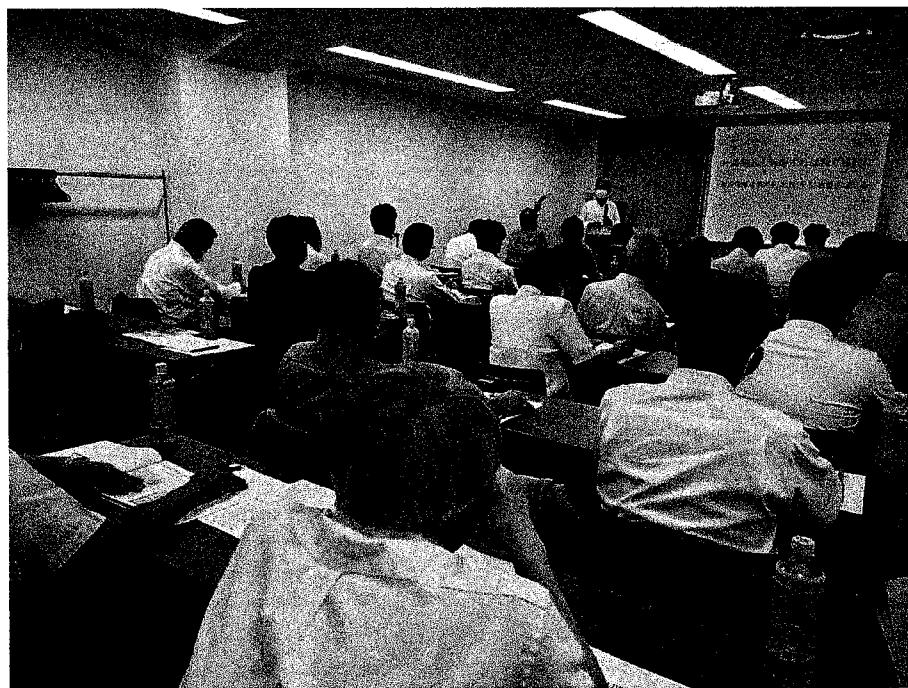
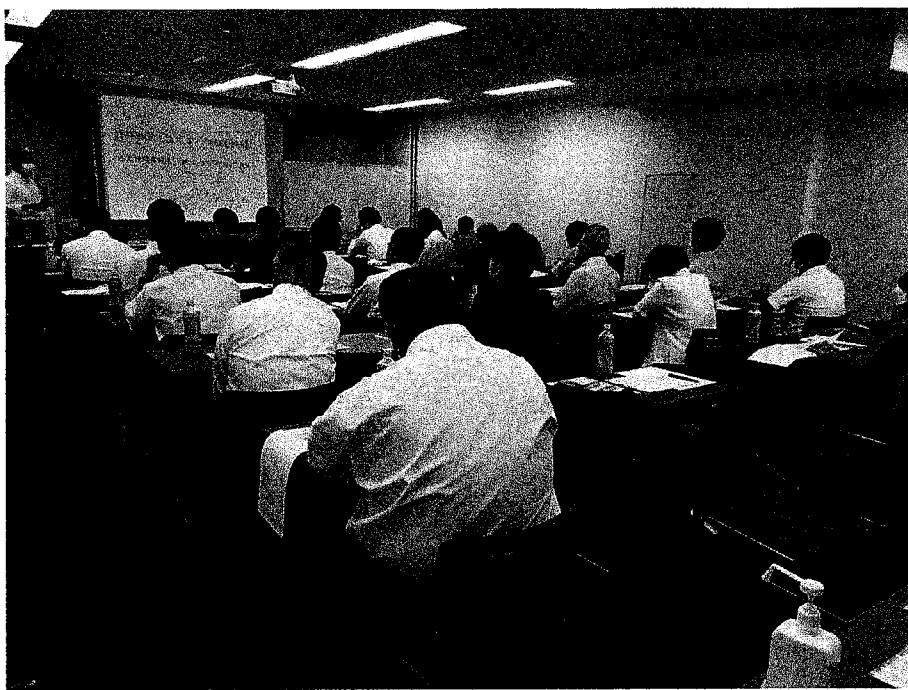
令和4年7月14日午後2時～午後4時30分

2, 講師

南 学氏：東洋大学経済学研究科公民連携専攻客員教授

3, 受講概要

- ・人口減少による経済の鈍化及び産業構造の変化
- ・New Public Managementへの発想
- ・日本における行政改革のながれ
- ・地方自治体における改革
- ・行政サービスから公民連携へ
- ・指定管理者制度の再認識（業務委託とは別物）
- ・指定管理者実施におけるリスクの分担の確認
- ・今後の公共施設維持に関する方法



7月14日地方議会研究会主催の講習会風景

公共施設も活用すれば稼ぐ施設に

指定管理者制度を「削減」から「収益」に変える

東洋大学客員教授
南 学

「成長型→成熟型」の変化を直視する

人口増加から減少へ

合計特殊出生率： 2.13(1970年) → 1.34(2020年)

経済成長の鈍化

経済成長率： 10.7%(1970年)
→ 0.8%(2019年) → 2.2%(2021年)

サービス化する産業構造

サービス産業化で国際化と格差拡大がすすむ

公民連携(PPP)こそ時代の潮流

「拡充」から「縮充」(規模よりも質に注目)

縦割りから複合(多様な市民要望に対応)

民間資金・ノウハウの活用(プロジェクトファイナンス)

所有から利用(フルコスト把握と成果指標設定)

NPM (New Public Management) の発想

- ◆ 「成長の限界」レポートとオイルショック
- ◆ ニュー・パブリック・マネジメント
 - 1980年代半ば以降、行政実務の現場主導で形成されたマネジメント論
- ◆ 民間企業の経営思想・手法を公共部門に導入
 - 公共部門の効率化・活性化
- ◆ 公民連携、PPP、PFI、規制緩和
 - 成長戦略として、投資を呼び込む

日本における行政改革の流れ

- * 第二次臨時行政調査会（第2次臨調）設置
(1981年 会長：土光敏夫)
- * 三公社五現業民営化（専売、電々、国鉄、郵政、林野、印刷、造幣、アルコール）
(1984年から：中曾根改革)
- * 省庁再編成（1府22省庁から1府12省庁へ）
(2001年：橋本行革)
- * 郵政民営化小泉内閣 経済財政諮問会議の活用
(2001年：小泉改革)
- * 事業仕分け
(2009年：民主党政権)

地方自治体における改革

- ・「地方の時代」シンポジウム
- ・「新しい都市経営の方向」レポート
- ・現業部門の民営化
- ・サマーレビュー方式の定着（政策優先度判断）
- ・サンセット方式、定数管理方式
- ・事務事業評価（2008年三重県）
- ・行政改革大綱
- ・指定管理者制度
- ・事業仕分け
- ・公共施設等総合管理計画

結果は単なる「削減」だった

削減の原資は、人件費の差額なので、構造改革なし

公務員の平均年収は 約650万円

源泉徴収者の平均年収 約430万円

一人当たり差額は 約220万円

人件費換算で 約330万円

10人の「転換」で約3,300万円

10年で約3億3千万円

構造改革ではなく 一律削減

- ・ 既得権益、前例踏襲を打ち破る難しさ
- ・ 改革を実現しても評価されない
- ・ 失敗すれば「集中砲火」を浴びる
- ・ 結果は、「痛み分け」の「全庁一斉(削減)方式」
- ・ 行政改革大綱(机上フォーマットに従えば憂いなし)
- ・ 「コストパフォーマンス」といってもコストへの無理解
- ・ 「事業型」よりも「管理型」(「官房系発想」の限界)
- ・ 「一律削減」による思考停止と矛盾拡大

「行政改革」の本丸、制度改革

※介護保険制度（「措置行政」から「契約制」）

※指定管理者制度（目的・期間設定・評価）

「行政サービス」から「公民連携」へ

昭和38年（1963年）

地方自治法改正で「公の施設」という概念
(住民の福祉の増進という行政目的)
管理運営は公共団体、公共的団体のみ



平成3年（1991年）

地方自治法改正で「公の施設」の管理運営
地方公共団体の出資法人が可能に
利用料金制の規定も整備



平成15年（2003年）

地方自治法改正で「指定管理者制度」の導入

「地方自治法」の規定(指定管理者部分)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

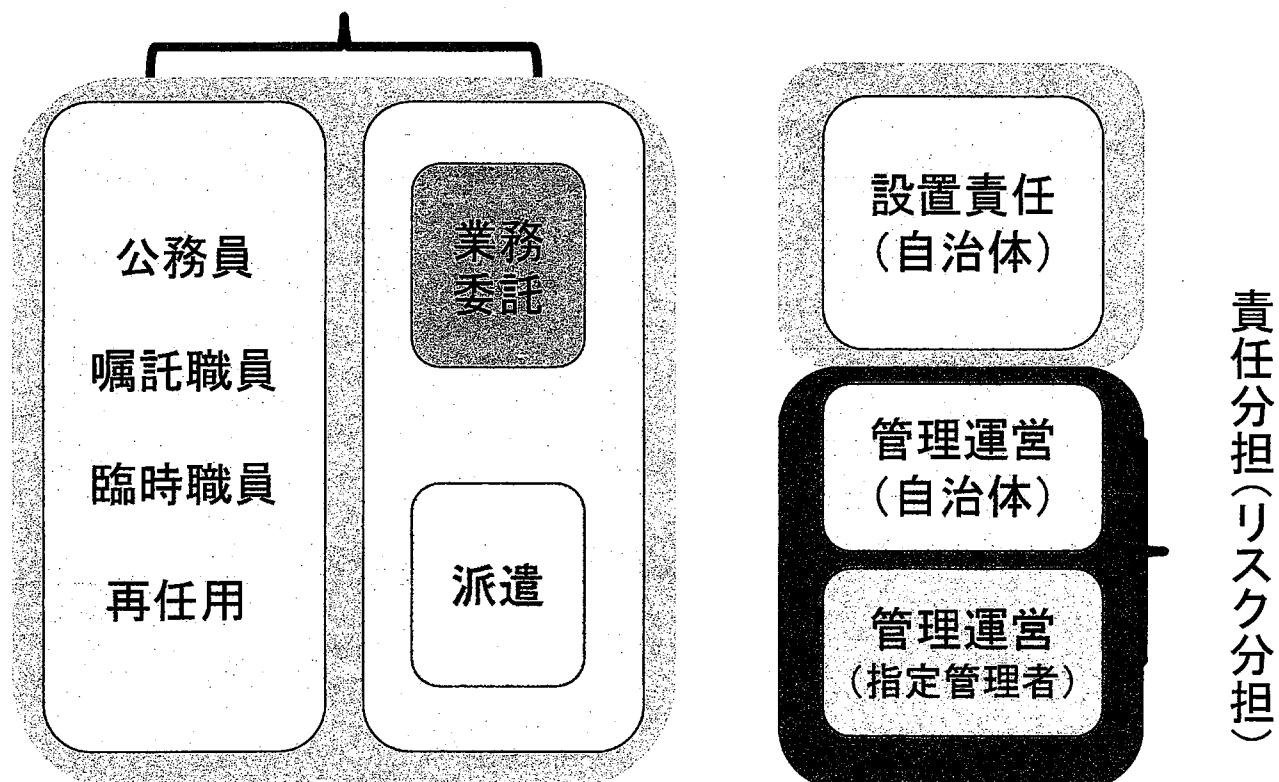
指定管理者制度と業務委託は別物

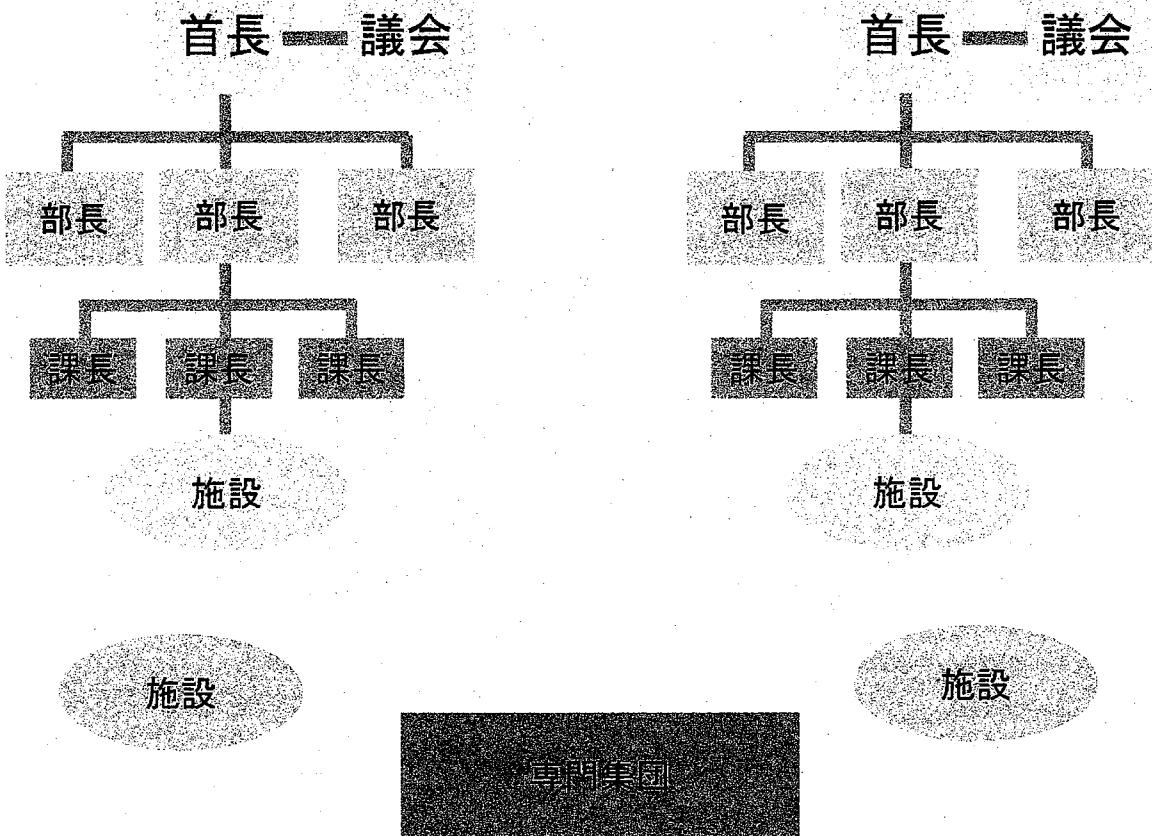
- 業務委託との区別
- 複数年契約(雇用の確保、運営の安定)
- 処分行為(利用許可、料金徴収)の権限
- 責任(リスク)分担の問題
- コスト削減を目的にする間違い
- 公務員(直営)の限界から始まった制度
- 問題点の大半は、ミッション議論の不足と契約知識の不足
- 議会の議決と情報公開(公共性の担保)

「直営vs民間」の不毛な対立

- ・ 純粹な直営はほとんどない
- ・ 民間は利益優先で「安からう悪からう」か
- ・ 委託しても、指定しても、行政責任が基本
- ・ なぜ、駐車違反の取締が民間委託に？
- ・ 公務員が施設保守点検をするのか
- ・ 業務分析で最適な組合せを検討する
- ・ 経費削減の最適解は「直営」(?)
- ・ 施設(ハード)の管理は包括で専門事業者に

直営(設置・管理・運営) 指定管理者制度
自治体の責任





「役所流」評価のための評価

- 利用者数と収入で評価する総合体育館
- 体育館はスポーツ施設かイベント会場か
- 前年対比で評価できるのか(災害時は?)
- どのように活用したら最終目標なのか
- 「利益」のない、直接経費と一般管理費?
- 9か月の指定期間延長を公募で行う?
- 現場を知らない総務部門が評価・募集権限

1. 基本事項

施設名称	川崎市体育館	評価対象年度	平成24年度
事業者名	川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体 <代表団体> ・公益財団法人 川崎市スポーツ協会	評価者	地域振興課長
指定期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日	所管課	川崎区役所地域振興課

2. 事業実績

利用実績 (単位:人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	21,474	19,983	22,304	24,937	14,172	18,007	25,698	20,869	27,590	14,639	17,751	23,521	250,945
収支実績 (単位:千円)	収入	指定管理委託費	72,180										
	利用料金収入	25,655											
	事業収入他	13,782											
	収入 計	111,617											
	支出	人件費	48,169										
	委託費	22,287											
	事業費他	39,994											
	支出 計	110,450											
	収支差額	1,167											
サービス向上の取組	■貸しホール等の利用提供については利用団体の要望に応じて可能なかぎり柔軟な対応を行っている。 ■スポーツ用品、小物及び栄養補助食品の販売をはじめ貸しロッカーなども自主事業で行い、利用者の利便性に努めている。 ■回数券(200円11枚、2000円)の割引率を向上した回数券(100円・12枚、1000円)設定するなど、利用サービスの向上と利用促進を図っている。 ■アンケート調査等を通年行い、改善等できるものについては館内掲示をするなど利用者の要望を可能な限り事業運営に取り入れるよう努めている。 ■トレーニング室では中間時間を活用したワンポイントレッスンなどを開始し、年間利用者の増加に向けた取組を積極的に行っています。												

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
総合的な運営状況	基本方針	公の施設としての理念を尊重し、社会体育施設としての役割や目的を果しているか。	5	4	4
	事業成果	事業実施による成果の測定・検証が適切に行われているか。	5	3	3
(評価の理由)					
■基本方針に基づき、児童から高齢者まで幅広く利用できるプログラムを開催するなど利用者視点にたった運営がなされている。 ■事業成果の把握に際し「ご意見箱」、「利用者アンケート」などを行い、利用者ニーズを事業に反映できるよう努めている。					
管理業務の実施状況	維持管理等の再委託	施設利用提供に支障をきたすことが無いよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切に行っているか。	5	3	3
	休館日・開館時間	安全で適正な管理運営を確立するとともに、利便性や利用サービスの向上に留意した施設提供を行っているか。	5	4	4
	利用料金	公平性・平等性及び受益者負担について留意し利用料金の設定を行うとともに、利用者の利便性や利用サービスの向上を図っているか。	5	3	3
	諸施設の活用と提供サービス	効果的な諸施設の活用及び提供サービスの向上を図っているか。	5	4	4
	個人情報保護や情報公開	個人情報の保護や情報の公開を適切に行っているか。	5	3	3
	利用促進	施設の利用促進に向けた取り組みが成されているか。	5	5	5
	人員配置	スタッフが業務を適正に実施するため、適切な労働条件や労働環境が整備され、円滑な施設運営に必要な人員配置(資質・ローテーション等)を行っているか。	5	3	3
	人材育成	各種研修等を行うなど、人員の資質の向上を図っているか。	5	3	3
(評価の理由)					
■前年度から継続している開館15分前の入館サービスは利用者ニーズに応えている。 ■利用促進に向けて児童向けスポーツ教室では「体操指導」を取り入れ内容の充実を図る工夫等を行い、平成24年度体育館利用者総数は250,945名となり前年度に比べて22,492名の増加となった。 ■積雪時等には早朝から施設周りの除雪作業を職員が行うなど、利用者の安全管理に努めている。					

リスク分担表

種類	内 容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調 指定管理業務の内容に対する住民からの要望等 上記以外の事項		○
法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更 指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更	○	○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更 一般的な税制変更	○	○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、または指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議により定める	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
資金調達	県から指定管理者への支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者から事業者への支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	指定管理者の故意または重大な過失によるもの 施設・設備の設計・構造上の原因によるもの		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（100万円未満の小規模なもの） 上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（上記以外）	○	
資料・展示品等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※ 本表に定める事項で疑義がある場合または本表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議のうえ決定します。

リスク分担と「公民連携」

- 業務委託は、仕様書に基づく履行管理と確認が中心
- 指定管理者制度では、提案をもとに協定書
- リスク分担も「公民連携」で
- 業務上過失致死傷罪の適用想定が分かりやすい
- 補修金額での「分担」の再検討が必要
- なぜ、60万円という補修金額なのか、を問う

注目される大阪の資産活用事例

- ✓ 「大阪城天守閣」を博物館から観光拠点に
- ✓ しかし、博物館機能は、直営で維持
- ✓ 指定管理料はマイナス数億円！
- ✓ 「魅力を高める施設」を事業者の負担で整備(70億)
- ✓ 性格の異なる複数施設は、指定管理が最適
- ✓ 指定管理を基本に、直営も含めた公民連携

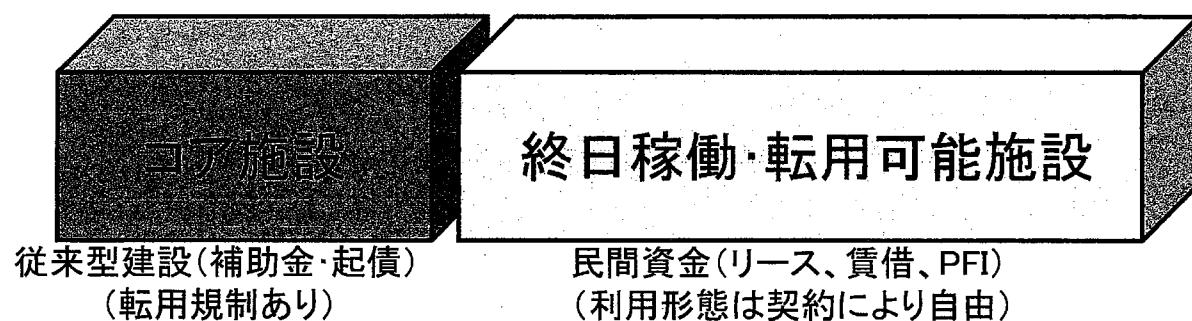
21

民間から見れば

公共施設の運営を行うことは

- ✓ 固定資産税なし、
- ✓ 減価償却費計上なし、
- ✓ 解体撤去費なし、
- ✓ 一定年数で撤退可能
- ✓ 儲かれば、いつまでも

従来方式とリースの組合せ (日本型実質BOT方式)



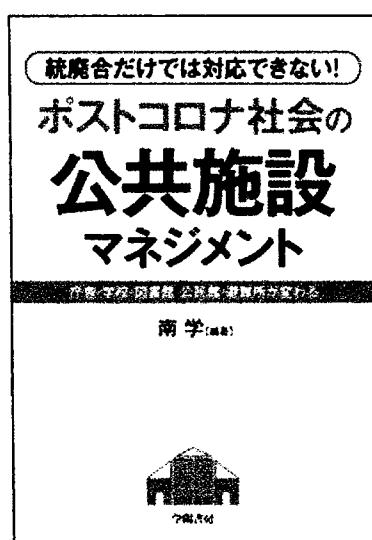
維持管理委託

委託

指定管理・長期維持管理委託

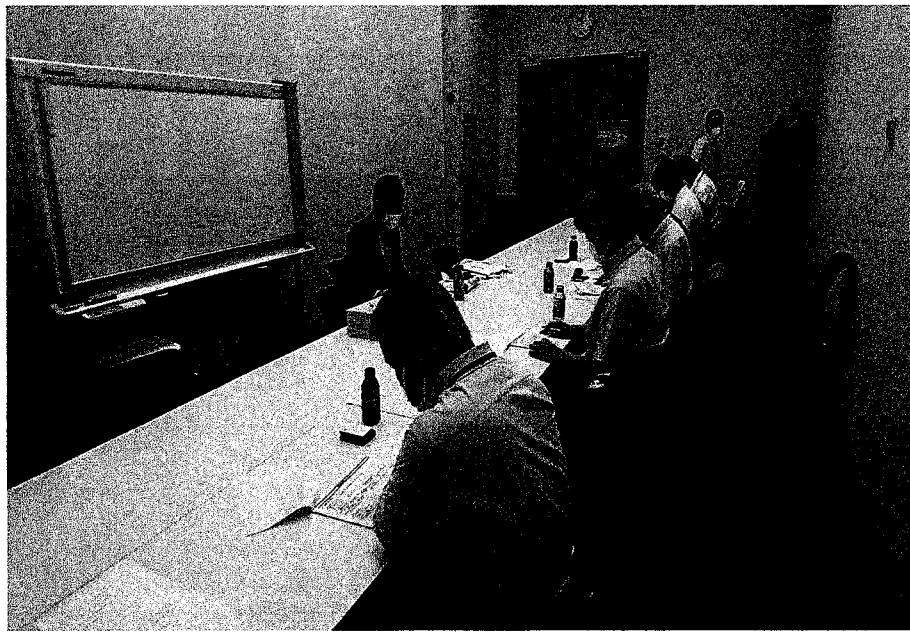
地域住民向けのプログラム・施設貸付に活用

学校の場合	教員室・クラス教室	体育館・プール・音楽室等
庁舎の場合	議長室・講堂・最小组務室	会議室・1F空間他



【参考】

- 『自治体アウトソーシングにおける事業者評価－指定管理者(制度)のモニタリングと第三者評価』
南学 著 学陽書房 H20. 11
- 『実践！「自治体ABC」によるコスト削減－成果を出す行政経営』
南学 編著 ぎょうせい H18. 9
- 『行政経営革命－「自治体ABC」によるコスト把握』
南学 編著 ぎょうせい H15. 5
- 『横浜市改革エンジンフル稼働－中田市政の戦略と発想』
南学／上山信一 編著 東洋経済新報社 H16.1
- 『先進事例から学ぶ 成功する公共施設マネジメント－校舎・体育館・プール、図書館、公民館、文化施設、庁舎の統廃合と利活用の計画から実践まで』
南学 学陽書房 H28. 10
- 『実践！ 公共施設マネジメント』
南学 共著 学陽書房 R1.10
- 「ポストコロナ社会の公共施設マネジメント」
南学 共著 学陽書房 R3.2
- 「月刊 地方財務」(ぎょうせい)にて、
「公共施設マネジメント(老朽化と財政難への「経営」が試される)」と題して連載
(2015年4月号から2017年3月号まで48回。 2018年4月から再開し、48回。合計96回)



7月15日衆議院第1議員会館第7会議室風景

過疎対策事業債関係資料

令和4年7月15日

過疎対策について

I 過疎対策の経緯

○昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。

- ・過疎地域対策緊急措置法(昭和45年4月24日施行)
- ・過疎地域振興特別措置法(昭和55年4月1日施行)
- ・過疎地域活性化特別措置法(平成2年4月1日施行)
- ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月1日施行。平成22年、平成24年、平成26年、平成29年に法改正。)
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」と「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

III 過疎地域の現況等

(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和4.4.1)	885	1,718 51.5%
人口(令和2国調:万人)	1,167	12,615 9.3 %
面積(令和2国調: km ²)	238,675	377,976 63.2 %

IV 各種施策

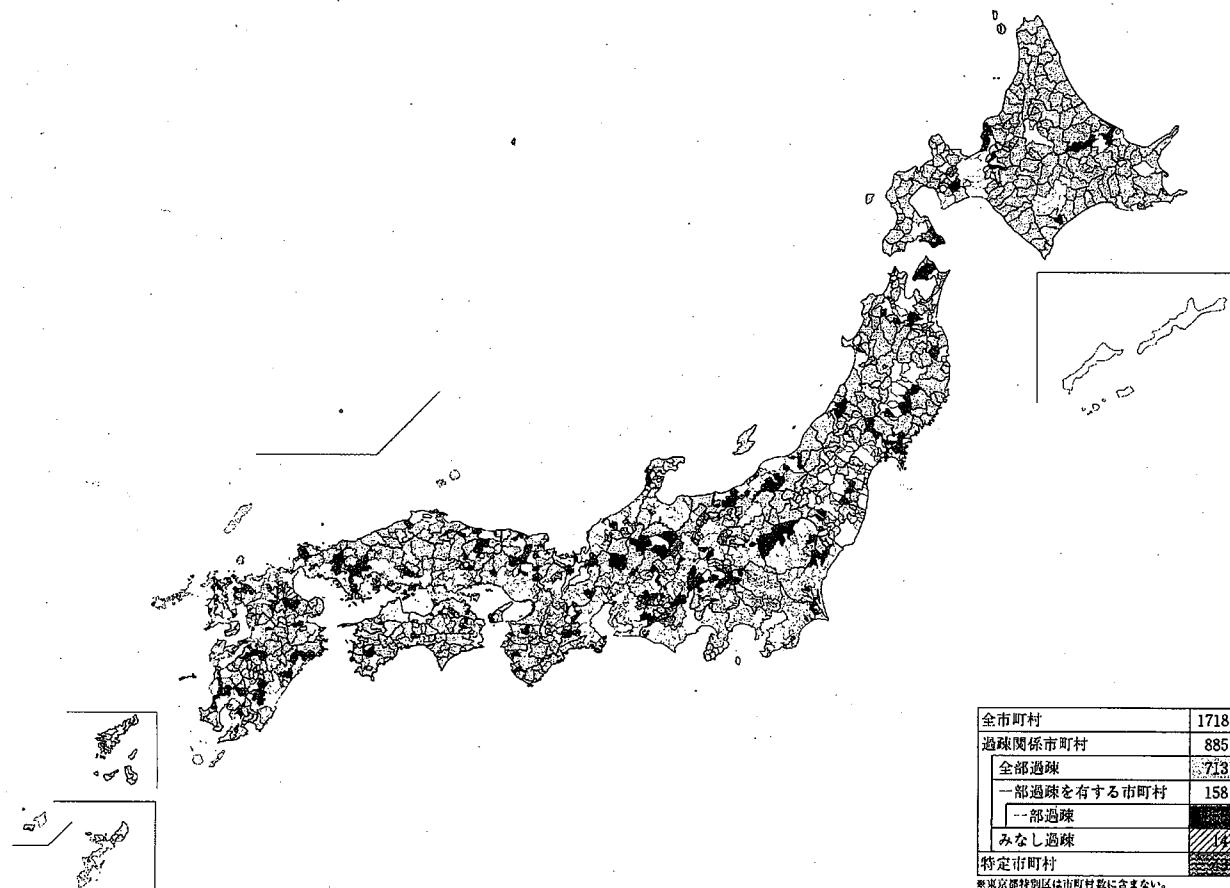
(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援(令和4年度計画額5,200億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置等

(2) その他

- 過疎地域持続的発展支援交付金(令和4年度予算額:8.0億円)

全国の過疎地域（令和4年4月1日現在）



2

都道府県別過疎関係市町村数（令和4年4月1日時点）

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計			備考
			過疎市町村	一部過疎を有する市町村	
北海道	179	152	145	6	1函館市[中核](一部過疎)
青森	40	30	26	4	0
岩手	33	25	21	3	1
宮城	35	16	11	5	0
秋田	25	23	21	1	1
山形	35	22	20	1	1
福島	59	34	30	4	0
茨城	44	11	6	5	0
栃木	25	6	4	2	0
群馬	35	13	9	4	0
埼玉	63	7	5	2	0
千葉	54	13	7	6	0
東京	39	7	7	0	0
神奈川	33	1	1	0	0
新潟	30	19	12	7	0
富山	15	4	3	1	0
石川	19	10	8	2	0
福井	17	8	4	4	0
山梨	27	14	9	5	0
長野	77	40	32	8	0
岐阜	42	17	10	7	0
静岡	35	7	7	0	0
愛知	54	4	3	1	0
三重	29	10	8	2	0
滋賀	19	4	1	3	0

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計			備考
			過疎市町村	一部過疎を有する市町村	
京都	26	12	9	2	1
大阪	43	4	4	0	0
兵庫	41	16	10	6	0
奈良	39	19	19	0	0
和歌山	30	23	17	4	2
鳥取	19	15	10	5	0鳥取市[中核](一部過疎)
島根	19	19	16	2	1松江市[中核](一部過疎)
岡山	27	19	14	4	1
広島	23	14	10	4	0吳市[中核](一部過疎)
山口	19	10	6	4	0山口市[県庁](一部過疎) 下関市[中核](一部過疎)
徳島	24	13	11	2	0
香川	17	10	6	4	0
愛媛	20	14	10	3	1
高知	34	29	26	3	0高知市[中核](一部過疎)
福岡	60	23	18	5	0
佐賀	20	11	5	6	0佐賀市[県庁](一部過疎)
長崎	21	15	12	3	0長崎市[中核](一部過疎) 佐世保市[中核](一部過疎)
熊本	45	32	26	5	1
大分	18	15	11	2	2
宮崎	26	16	12	4	0
鹿児島	43	42	36	6	0
沖縄	41	17	15	1	1
全国	1,718	885	713	158	14

(備考) 1 市町村数は令和4年4月1日現在

2 過疎関係市町村数計は、過疎市町村(第2条第1項、第41条第1項)、一部過疎(第3条第1項、2項、第41条第2項、3項)、みなし過疎(第42条)のすべてを合算。

3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。

4 東京都特別区は市町村数に含まない。

内訳

市町村別団体数	市	町	村
311	449	125	

3

過疎関係市町村の団体数、人口、面積の推移

	過疎地域 (A)	全国(B)	A/B(%)	過疎地域 (C)	全国(D)	C/D(%)	過疎地域 (C)	全国(D)	C/D(%)
昭和45年5月1日 (緊急措置法施行)	776	3,339	23.2	6,867,964	99,209,137	6.9	102,023.04	372,165.57	27.4
昭和55年4月1日 (振興特別措置法施行)	1,119	3,255	34.4	8,463,023	111,939,643	7.6	166,302.82	377,534.99	44.0
平成2年4月1日 (活性化特別措置法施行)	1,143	3,245	35.2	7,859,466	121,048,923	6.5	170,101.26	377,737.11	45.0
平成12年4月1日 (自立促進特別措置法施行)	1,171	3,229	36.3	7,536,465	125,570,246	6.0	180,337.46	377,829.41	47.7
平成22年4月1日 (自立促進特別措置法延長)	776	1,727	44.9	11,237,434	127,767,994	8.8	216,476.66	377,853.76	57.3
令和3年4月1日 (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行)	820	1,718	47.7	11,312,501	127,094,745	8.9	226,560.66	377,970.75	59.9
令和4年4月1日	885	1,718	51.5	11,668,630	126,146,099	9.3	238,675.45	377,976.41	63.2

- (備考) 1 団体数から東京都特別区は除いて計上。
 2 昭和45年5月1日時点の数値は、昭和40年国勢調査(沖縄における国勢調査含む)による。
 (ただし、沖縄の面積については、国土地理院「昭和45年全国都道府県市区町別調」別表に記載の、昭和10年内閣統計局の調査結果等の数値を使用。)
 3 昭和55年4月1日時点の数値は、昭和50年国勢調査結果による。
 4 平成2年4月1日時点の数値は、昭和60年国勢調査結果による。(ただし、面積については、集計可能な形式でデータが公開されていないため、平成2年国勢調査の結果を使用している。)
 5 平成12年4月1日時点の数値は、平成7年国勢調査結果による。また、平成22年4月1日時点の数値は、平成17年国勢調査結果による。
 6 令和3年4月1日時点の数値は、平成27年国勢調査結果による。令和4年4月1日時点の数値は、令和2年国勢調査結果による。

4

過疎対策事業債の概要

- 過疎対策事業債は、過疎市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債
- 充當率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入
- 令和4年度地方債計画においては、公共施設の老朽化対策の推進や、令和2年国勢調査の結果に基づく過疎地域の追加等に対応するため、5,200億円（前年度比200億円、4.0%の増）を計上

(ハード分)

産業振興施設等	○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村 が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設	厚生施設等	○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの) ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
交通通信施設	○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○電気通信に関する施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械	教育文化施設	○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設、設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅

(ソフト分) ※出資及び施設整備費を除く

住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む）

5

過疎対策事業債（ソフト分について）

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第14条第2項

前項に規定するもののほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

○ 対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業を広く対象

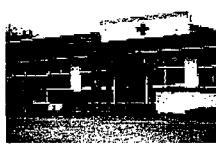
（出資及び施設整備費を除く）

- ① 市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ② 生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③ 地方債の元利償還に要する経費
- ④ 地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費

～具体的な事業例～

①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



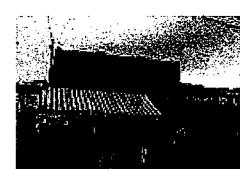
②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）

※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、
子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、
伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

6

過疎対策事業債（ソフト分）の発行限度額について

<発行限度額の算定>

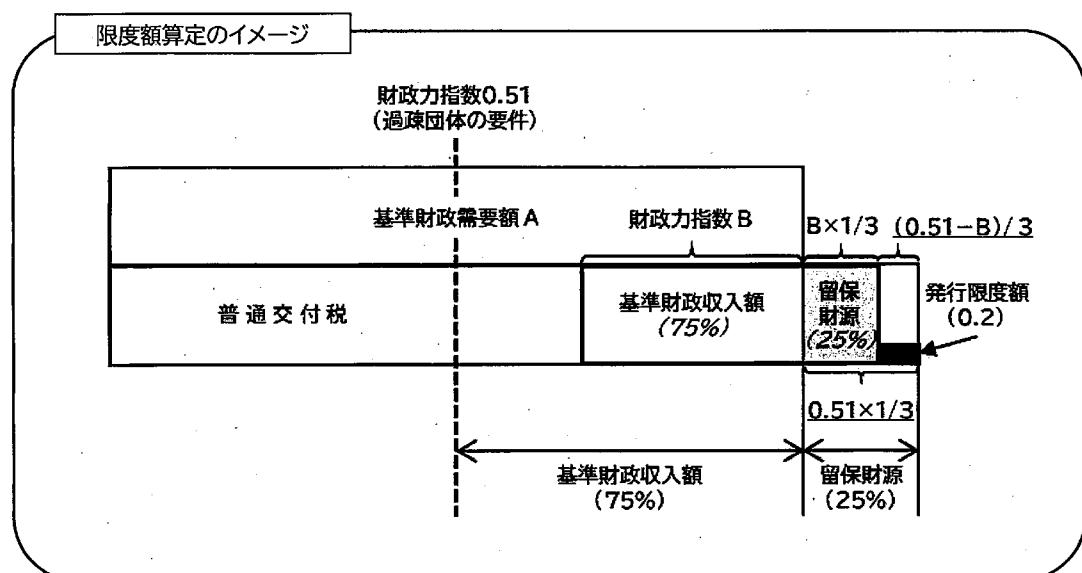
○ 算式

$$A \times (0.51 - B) \times 1 / 15$$

（算式の符号）

- A 当該市町村の発行限度額を算定する年度の前年度の地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額
- B 当該市町村の財政力指数（発行限度額を算定する年度前3年度の平均）

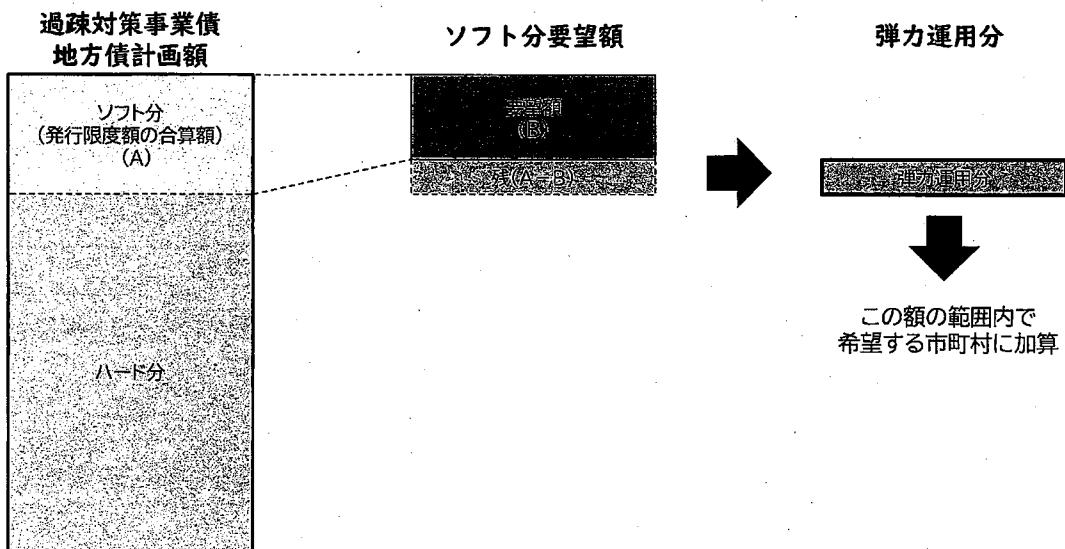
○ 最低限度額3,500万円



7

過疎対策事業債（ソフト分）の弾力運用について

- 過疎地域の市町村における地域の実情に応じた主体的な取組を支援するため、平成24年度から過疎対策事業債（ソフト分）の運用を弾力化
- ソフト分の起債要望額の合計額（B）がソフト分の地方債計画額（A）に達しない場合、地方債計画の残額（A-B）を弾力運用分として、希望する市町村の発行限度額に加算（上限は、発行限度額と同額）
- ただし、
 - ・ハード分及びソフト分の同意等額の合計額が地方債計画額の範囲内の場合であること
 - ・財政力指数が0.51以下であること
 - ・基金積立ては対象外
 - ・弾力運用分の要望額がソフト分の残を超える部分は削減
 - ・削減する場合には、希望する市町村の財政力指数を勘案



8

令和4年度における過疎対策事業債特別分について

- 過疎対策事業債（特別分）として、以下の事業を位置付け、他の事業に優先して同意等を行うこととしている。

① 雇用創出特別分（平成27年度～）

民間雇用の創出や産業振興に資する事業

- ・法人に対する出資
- ・地場産業振興施設
- ・観光・レクリエーション施設
- ・農林漁業経営近代化施設
- ・商店街振興施設
- ・貸工場・貸事務所
- ・民間雇用につながる高齢者福祉施設や保育所等の新規整備への補助等

③ 公共施設マネジメント特別分（令和3年度～）

公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業

※ 令和3年度の公共施設等総合管理計画の見直しに向け、総務省としても新たな支援策を講じるなど地方団体における公共施設マネジメントの取組が一層加速することが予想されること、新過疎法において、市町村計画と公共施設等総合管理計画の適合を図ることとされていることといった事情を勘案し、公共施設マネジメント特別分を追加

② 光ファイバ等整備特別分（令和2年度～）

光ファイバ等の整備事業（通信施設・設備に関するもの）

- ・光ファイバの新設
- ・光ファイバの高度化を伴う更新
- ・ケーブルテレビネットワークの光化
- ・ケーブルテレビネットワークの光ファイバの高度化を伴う更新

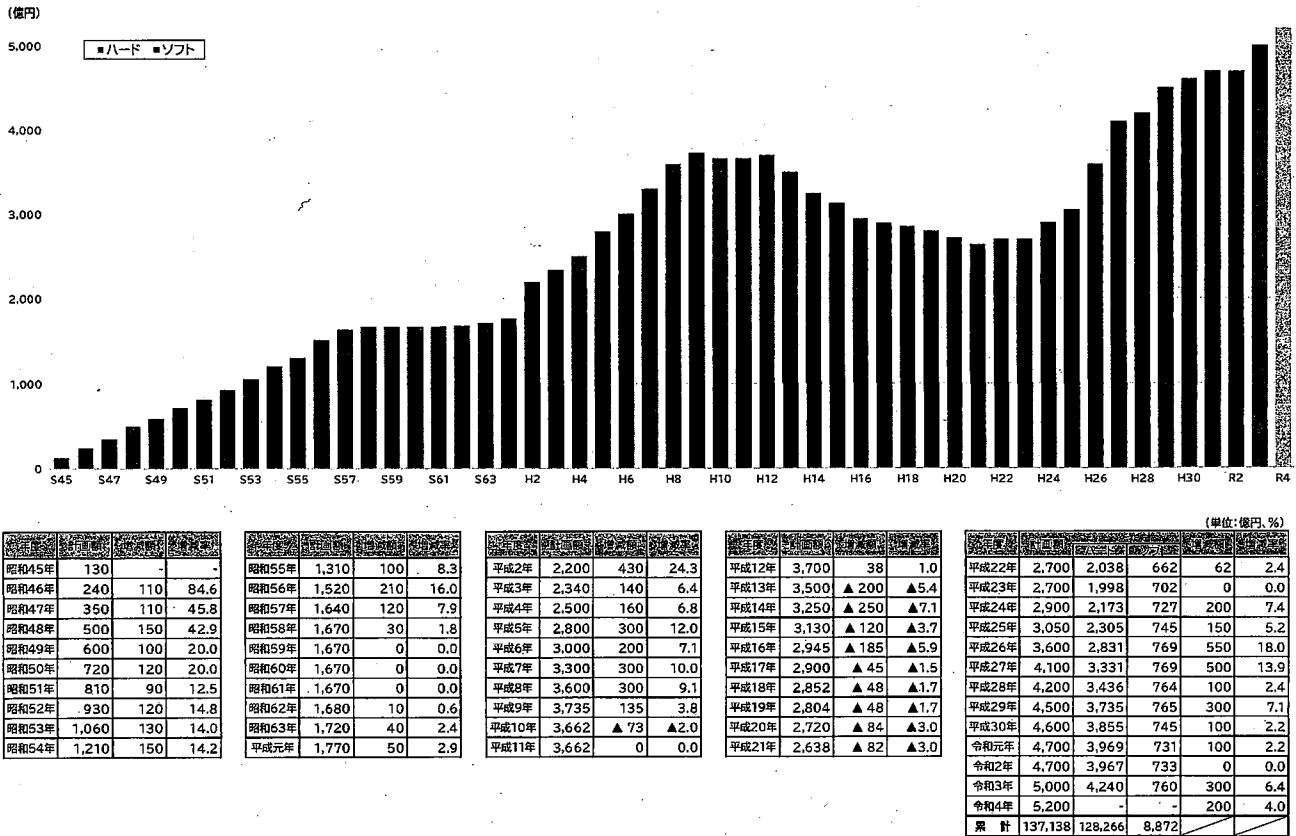
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
第8条第6項

市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。

※ 延床面積（建築物）又は維持管理経費等（非建築物）が減少しなくとも公共施設マネジメント特別分の対象となる

9

過疎対策事業債の推移（昭和45年度～令和4年度）



10

【過疎債の発行状況について】

区分	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	発行額(億円)	シェア(%)	発行額(億円)	シェア(%)	発行額(億円)	シェア(%)	発行額(億円)	シェア(%)	発行額(億円)	シェア(%)
道路	790 ① (20.6%)	786 ① (20.7%)	803 ① (22.7%)	741 ① (22.0%)	658 ① (20.1%)	624 ① (20.0%)				
電気通信施設	410 ② (10.7%)	154 ⑧ (4.1%)	119 ⑨ (3.4%)	111 ⑩ (3.3%)	67 - (2.0%)	53 - (1.7%)				
学校施設（小・中・高校・義務・中等教育）	406 ③ (10.6%)	478 ② (12.6%)	498 ② (14.1%)	375 ② (11.1%)	430 ② (13.1%)	491 ② (15.7%)				
一般廃棄物処理施設	351 ④ (9.1%)	313 ③ (8.2%)	203 ⑤ (5.7%)	208 ④ (6.2%)	220 ⑤ (6.7%)	157 ⑥ (5.0%)				
ハート分	観光・レクリエーション施設	293 ⑤ (7.6%)	305 ④ (8.0%)	323 ③ (9.1%)	308 ③ (9.2%)	247 ④ (7.5%)	221 ③ (7.1%)			
公民館、その他の集会施設	277 ⑥ (7.2%)	233 ⑤ (6.1%)	204 ④ (5.8%)	201 ⑤ (6.0%)	143 ⑧ (4.4%)	118 ⑧ (3.8%)				
診療施設	156 ⑦ (4.1%)	192 ⑥ (5.1%)	128 ⑧ (3.6%)	158 ⑥ (4.7%)	163 ⑦ (5.0%)	192 ⑤ (6.1%)				
下水処理施設	136 ⑧ (3.5%)	164 ⑦ (4.3%)	154 ⑥ (4.3%)	151 ⑦ (4.5%)	163 ⑥ (5.0%)	151 ⑦ (4.8%)				
農林漁業経営近代化施設	131 ⑨ (3.4%)	132 ⑨ (3.5%)	118 ⑩ (3.3%)	96 - (2.8%)	105 ⑩ (3.2%)	117 ⑨ (3.7%)				
消防施設	109 ⑩ (2.8%)	114 ⑩ (3.0%)	138 ⑦ (3.9%)	117 ⑧ (3.5%)	112 ⑨ (3.4%)	115 ⑩ (3.7%)				
ハード分	発行額計	3,840	3,797	3,544	3,373	3,274	3,123			
ソフト分	高齢者等の保健及び福祉の向上・促進	133 ① (21.3%)	144 ② (20.3%)	145 ② (20.1%)	149 ② (20.1%)	149 ② (20.4%)	131 ② (18.5%)			
	産業の振興	120 ② (19.2%)	152 ① (21.4%)	159 ① (22.1%)	165 ① (22.2%)	169 ① (23.2%)	167 ① (23.6%)			
	交通安全体系の整備・情報化及び地域間交流の促進	87 ③ (13.9%)	97 ③ (13.7%)	108 ③ (15.0%)	105 ③ (14.2%)	95 ③ (13.0%)	104 ③ (14.7%)			
	教育の振興	82 ④ (13.1%)	90 ④ (12.7%)	96 ④ (13.3%)	92 ④ (12.4%)	87 ④ (11.9%)	79 ④ (11.1%)			
	医療の確保	63 ⑤ (10.1%)	72 ⑤ (10.2%)	71 ⑤ (9.9%)	73 ⑤ (9.8%)	72 ⑤ (9.9%)	71 ⑤ (10.0%)			
	ソフト分	発行額計	625	709	720	742	729	709		
	発行額合計	4,485	4,508	4,264	4,115	4,003	3,832			
	地方債計画額	4,700	4,700	4,600	4,500	4,200	4,100			
		(4,714)	(4,626)	(4,581)	(4,409)	(4,240)				

*ソフト分の発行額は基金積立分を含む。
*地方債計画額の下段()書きは、改訂後の計画額である。

令和4年度における過疎対策事業債・辺地対策事業債の留意事項について

1 地方債計画額（過疎対策事業債・辺地対策事業債）

令和4年度地方債計画においては、公共施設の老朽化対策の推進や、令和2年国勢調査の結果に基づく過疎地域の追加等に対応するため、以下の額を計上

過疎対策事業債	5,200億円（対前年度200億円、4.0%の増） (ハード分4,427億円、ソフト分773億円)
辺地対策事業債	530億円（対前年度 10億円、1.9%の増）

【過疎関係市町村数】

市町村数 (全国市町村数 に対する比率)		全部過疎	みなし 過疎	一部過疎	合計
	追加前	650 (37.8)	21 (1.2)	149 (8.7)	820 (47.7)
追加後 (R4.4~)	713 (41.5)	14 (0.8)	158 (9.2)	885 (51.5)	
差引	+63	△7	+9	+65	

2 過疎対策事業債特別分について

次の事業を特別分として位置付け、他の事業に優先して同意等を行う

- ① 雇用創出特別分【継続】…………… 民間雇用の創出や産業振興に資する事業
- ② 光ファイバ等整備特別分【継続】…………… 光ファイバ等の整備事業（通信施設・設備に関するもの）
- ③ 公共施設マネジメント特別分【継続】… 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業

12

3 過疎対策事業債ソフト分の発行限度額について

過疎対策事業債ソフト分※の発行限度額について、算定方法及び新過疎法の施行に合わせて講じられている激変緩和措置の漸減率は次のとおり

※ 過疎市町村の税収が乏しいことから、全市町村平均の財政力指数と個々の過疎市町村の財政力指数を比較し、留保財源の差の一定割合を埋める趣旨で講じられている。

発行限度額の算定方法

- 算式

$$A \times (0.51 - B) \times 1/3 \times 0.2$$

↑
全市町村平均の財政力指数(過疎法における過疎団体の要件)
(算式の符号)

A : 当該市町村の発行限度額を算定する年度の前年度の地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額
B : 当該市町村の財政力指数
(発行限度額を算定する年度前3年度の平均)
- 最低限度額 3,500万円

激変緩和措置

- 旧過疎法からの過疎市町村及び過疎地域の要件を満たさなくなった市町村（卒業団体）について、各年度の発行限度額が令和2年度の発行限度額を下回る場合、6年間（卒業団体のうち財政力指数が0.40を下回る団体は7年間※）、その差額に以下の数値を乗じて得た額を加算

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	*R 9
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1	0.1

※卒業団体のうち財政力指数が0.40以下の団体

4 地方公共団体金融機関資金について（辺地対策事業債）

新たに、辺地対策事業債を地方公共団体金融機関資金の貸付対象に追加

- 機構資金を16億円確保
- 機構資金の償還期間は30年以内(簡易水道施設・下水道処理施設について、利率見直し方式での借り入れの場合は、40年以内)
※財政融資資金の償還期間は10年以内

13

7 過疎債の対象となる施設は、原則として、当該過疎地域内に設置されるものを対象としているが、過疎地域外に設置する施設であっても、当該過疎地域の住民の利用に供されるものであって、過疎地域外に施設を設置する合理的な理由がある施設については、過疎債の対象とされている。なお、この場合の過疎債の対象事業費は、施設整備費から当該過疎地域内の住民の受益分を適切に算出する必要がある。

また、過疎地域内に過疎地域外の住民に対して相当の受益を及ぼす施設を過疎地域内に整備する場合の過疎債の対象事業費についても同様に、施設整備費から過疎地域外の住民の受益分を控除する必要がある。

解説

過疎債を活用して施設を整備する場合は、通常、当該過疎市町村が過疎地域内に施設を設置することが考えられるが、それ以外にも次の場合が考えられる。

- ① 一部過疎市町村において、施設を過疎地域外に設置する場合
- ② 過疎市町村と非過疎市町村で構成する一部事務組合又は広域連合が、施設を過疎地域外又は過疎地域内に設置する場合

過疎法は、過疎地域の振興、過疎地域とその他の地域との格差是正等の過疎地域の持続的発展が目的とされており、その目的を達成するための手段の1つとして、過疎債による特別の財政措置が講じられているところである。

このため、過疎債の対象となる施設は、原則として、当該過疎地域内に設置されるものであるが、①のように、例えば、当該過疎地域の相当数の住民が利用するものであって、市町村の財政効率等の観点か

ら適正な施設配置を考慮して過疎地域外に施設を設置する等の合理的な理由がある施設については、過疎地域外に設置する施設であっても、過疎債の対象とすることが可能とされている。

なお、この場合の施設整備に係る過疎債対象事業費は、受益者負担の原則を踏まえ、施設整備費を受益者人口で按分する等合理的な方法により、当該過疎地域内の住民の受益分を算出する必要がある。

また、②のように、公共下水道など当該施設が過疎地域外にまたがる又は過疎地域外の住民と共同で利用する等の施設を過疎地域内に整備する場合の過疎債対象事業費についても同様に、受益者負担の原則を踏まえ、施設整備費から過疎地域外の住民の受益分を控除する必要がある。